

養殖業シナジービジネス創出プラットフォーム会則

(名称)

第1 本会は、「養殖業シナジービジネス創出プラットフォーム」（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2 本会は、異業種分野との連携によるイノベーション等を進める養殖ビジネス計画の実施に必要な情報の収集や効果的な連携を促すため、産学官金の異なる知見を有する様々な業種からなるプラットフォームを構築し、収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出及びビジネスモデルの実証を行うことを目的とする。

(事業)

第3 本会は、前項の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 収益性・生産性の高い養殖ビジネスの創出及びビジネスモデルの実証に必要な取組
- (2) (1)に関する会員の交流及び連携に資する事業
- (3) (1)に関する会員の登録・管理等の事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか目的の達成に必要と認める事業

(事務局)

第4 本会の事務を処理するため、一般社団法人マリノフォーラム 21 に事務局を置く。

(会員)

第5 本会は、本会の目的に賛同し、本会則を順守する企業、団体（法人格の有無を問わない）の会員をもって組織する。

- 2 会員として入会しようとする者は、入会申込書を事務局宛て提出し、承認を得るものとする。
- 3 会員は、前項の申込事項に変更がある場合は速やかに事務局に申し出るものとする。
- 4 会員は、退会届を事務局に提出し任意に退会することができる。
- 5 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。
 - (1) 本会則に違反し又は本会の信用を著しく害したとき
 - (2) 会員が解散又は営業を停止したとき
 - (3) 第8（暴力団員等の排除）に違反したことが判明したとき
 - (4) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(会費)

第6 会費は無料とする。

(情報の利用制限)

第7 本会の活動実績及び活動成果については、事務局 HP にて公表する。

2 会員は、事務局が承認した場合を除き、プラットフォームの活動を通じて入手した公表情報以外の情報を私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとする。

(暴力団員等の排除)

第8 会員は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならない。

(その他)

第9 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は事務局が別に定める。

附則

この会則は、令和5年3月15日から施行する。